

学生の成績評価に関する異議申し立て及び教員の成績追加・変更に関する取扱要領

令和元年11月27日
運営会議決定

1. 成績評価に不服がある学生（以下「学生」という。）は、原則として当該科目の成績開示開始日から2週間以内に、所定の様式（別紙1）により研究科長に異議申し立てを行うことができる。
2. 研究科長は、前項の異議申し立てがあった場合は、当該授業担当教員に事実確認を行うものとする。
3. 当該授業担当教員は、原則として研究科長から事実確認の依頼があった日から1週間以内に、所定の様式（別紙2）により回答書を研究科長へ提出するものとする。
4. 研究科長は、前項の事実確認回答書の内容を踏まえ、内容に疑義が生じる場合は医歯薬学総合研究科学務委員会（以下「学務委員会」という。）にて審議し、当該異議申し立てに対する認定内容及び処置内容を決定のうえ、学生へ通知する。
なお、内容に疑義が生じない場合は、学生へ通知のうえ、学務委員会へ報告する。
5. 前各項のほか成績開示日以降に成績追加・変更を行う教員は、原則として当該科目の成績開示開始日から2週間以内に、所定の様式（別紙3）による成績追加・変更依頼書を研究科長へ提出するものとする。
6. 研究科長は、前項の依頼内容を踏まえて、成績追加・変更の可否を決定のうえ、追加・変更の場合は、学生へ通知する。

附 則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 3月 8日から施行する。